千歳市環境センターからのお願い

各ごみステーションにおいて、
「プラスチック製容器包装」の
分別ルールが守られていない
「不適切な排出」が増えています。

分別ルール違反の例

汚れたプラスチック製容器包装の混入

紙類の混入

スプレー缶や空き缶の混入

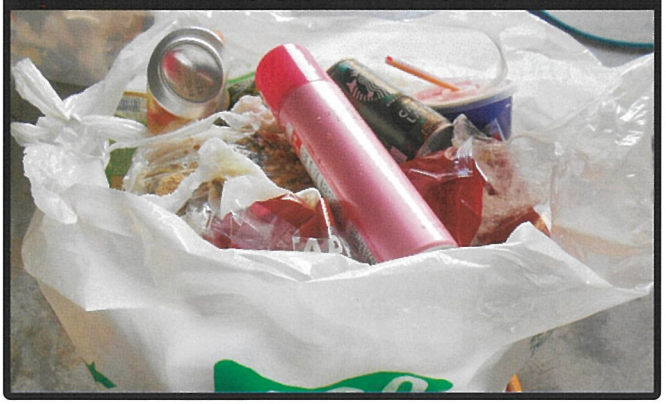

生ごみの混入

分別ルールが守られていないと…

- 有害ごみ（ガスボンベ、スプレー缶、ライター、電池類など）の混入があると、作業中の**火災や爆発など、重大な事故が起こる可能性があります！**
- 汚れや異物の混入があると、他のプラスチック製容器包装を汚し、**リサイクルすることができなくなります！**
- 収集する際、分別ルールが守られていないごみを確認した場合は、排出者に改善を促すために、「啓発シール」を貼付して取り残しています。収集できずに残されたごみにより、同じごみステーションを使う方の迷惑になります！

裏面に続きます

千歳市環境センターからのお願い

プラスチック製容器包装の正しい分別をお願いします

分別ポイント

プラ

このマークのものだけ分別

プラマークの付いているものが「プラスチック製容器包装」です!!

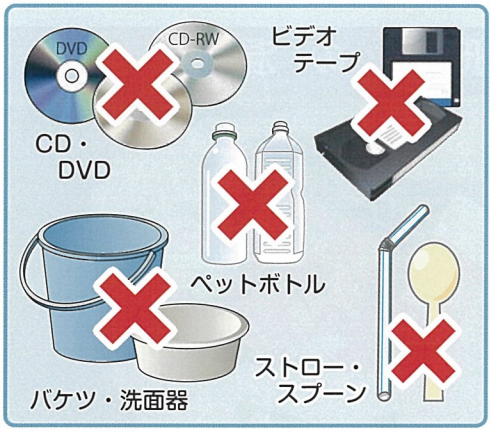

製品プラは入れない

素材がプラスチック製でも、ポリバケツ、洗面器、ビデオテープ、CD、DVD、ハンガー、文房具、スプーン、ストローなど、それ自体が商品であるものは**製品プラスチック**となり、**容器包装のリサイクル対象ではありませんので「燃やせるごみ」に出してください。**

1 PET ペットボトル本体は「**4種資源物**」で出してください。

汚れたものは入れない

食べかす等の汚れがあると資源になりません。
水で洗い汚れをとり、乾かしてから出してください。
かんたんに汚れが取れないものについては「燃やせるごみ」に出してください。

二重袋にしない

出すときは、二重袋にしないでください。
袋が二重になっていると、中を確認するためにもう一度袋を破らなくてはならず、処理施設での手選別作業に支障をきたしてしまいます。

出す前に、もう一度、正しく分別されているか確認してから、ごみステーションに出してください。

「プラスチック製容器包装」について ▶

R7.1　お問合せ先：千歳市環境センター廃棄物対策課　電話 0123-23-2110